

第 期事業報告書 (年 月 日から
年 月 日まで)
年 月 日提出
商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

(注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

(1) 当期の業務概要

(注意事項)

最終指定親会社について、当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。なお、子法人等(法第57条の2第9項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。)に係る重要な事項の概要についても記載すること。

(2) 子法人等の状況

① 子法人等の数の増減

	前 期 末	当 期 末	増減(△)
子 会 社			
子 会 社 等			
関 連 会 社 等			
合 計			

(注意事項)

「子会社」とは法第29条の4第4項に規定する子会社を、「子会社等」とは令第15条の16の2第2項に規定する子会社等のうち当該子会社を除いたものを、「関連会社等」とは同条第3項に規定する関連会社等をいう。

② 最終指定親会社及びその子法人等に係る資本関係図

(注意事項)

- 最終指定親会社の子法人等ごとに、最終指定親会社及び他の子法人等の議決権保有割合を記載すること。
- 最終指定親会社の子法人等のうち当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、記載を省略することができる。

③ 子法人等の概況

商号又は名称	所在地	資本金の額等	主な事業の内容	最終指定親会社の議決権保有割合	最終指定親会社及び他の子法人等の議決権保有割合	役員の兼任等
				%	%	

(注意事項)

- 1 「商号又は名称」及び「所在地」の欄は、最終指定親会社の子法人等が外国の法人その他の団体である場合には、英語で記載することができる。
- 2 「資本金の額等」の欄には、資本金の額、基金の総額又は出資の総額を記載すること。この場合において、最終指定親会社の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第3条の規定は、適用しない。
- 3 最終指定親会社の子法人等のうち当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、「資本金の額等」、「主な事業の内容」、「最終指定親会社の議決権保有割合」、「最終指定親会社及び他の子法人等の議決権保有割合」及び「役員の兼任等」の欄の記載を省略することができる。

④ 子法人等の財務内容

商号又は名称	決算日	営業収益	経常利益	当期利益	純資産額	総資産額	最終指定親会社への配当額

(注意事項)

- 1 最終指定親会社の子法人等のうち当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、記載を省略することができる。
- 2 「決算日」の欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。
- 3 「営業収益」の欄は、売上高その他これに準ずるものを含めて記載すること。
- 4 最終指定親会社の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第3条の規定は、適用しない。

(3) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
最終指定親会社	名	名	名	名
子法人等	名	名	名	名

(注意事項)

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

② 最終指定親会社の役員の状況

役職名	氏名又は名称	兼 職 の 状 況		
		商号又は名称	役 職 名	代表権の有無

(注意事項)

最終指定親会社の当期末現在における役員について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

(4) 株式等に係る議決権の保有者の状況

氏 名 又 は 名 称	住所又は所在地	割 合
		%
その他の議決権の保有者(名)		
計 (名)		100%

(注意事項)

最終指定親会社の当期末現在における株式等に係る議決権の保有数の上位10位までの株主又は出資者について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(5) 株主総会等の決議事項の要旨

(注意事項)

最終指定親会社の当期に係る定時及び臨時株主総会等(これらに準ずる機関を含む。)の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(6) 連結自己資本規制比率の状況

(記載要領)

最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第208条の28第1項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、連結自己資本規制比率を様式B—1により、連結資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率を様式B—2により、連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率を様式B—3により、それぞれ記載すること。

(様式A)

		当 期 末
基本的項目 (A)		百万円
	その他有価証券評価差額金(評価益)等	
	金融商品取引責任準備金等	

補完的項目	一般貸倒引当金	
	長期劣後債務	
	短期劣後債務	
	計 (B)	
控除資産 (C)		
固定化されていない自己資本(A) + (B) - (C) (D)		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	計 (E)	
連結自己資本規制比率(D) / (E) × 100		%

(注意事項)

- 1 連結自己資本規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 2 別紙様式第12号1(11)の注意事項3に準じて注記すること。

(様式B-1)

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	前期末		当期末	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				

その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				

特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本調達手段に係る調整後非支配株主持分等の額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				

その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((ニ)－(ホ)) (ヘ)				
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ)＋(ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後非支配株主持分の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額				

その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本				
Tier2資本の額((チ)－(リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計((ト)＋(ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)				
連結自己資本規制比率				
連結普通株式等Tier1比率((ハ)／(ヲ))	%		%	
連結Tier1比率((ト)／(ヲ))	%		%	
連結総自己資本規制比率((ル)／(ヲ))	%		%	
最低連結資本バッファ比率				
うち、資本保全バッファ比率				
うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率				
うち、(G—SIB／D—SIB)バッファ比率				
連結資本バッファ比率				
調整項目に係る参考事項				

少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

(注意事項)

- 1 「信用リスク・アセット算出手法」の欄には、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 2 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 3 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 4 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」の欄の金額又は比率が前連結会計年度(同令第2条第41号に規定する前連結会計年度をいう。)に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(様式B—2)

	当期末	前期末
--	-----	-----

エクスポート ジャーの所在 国・地域	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー の水準 の計算 に用い た 各 国・地 域の信 用リス ク・ア セット の額の 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー 比 率 (%)	適用さ れるカ ウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー 比 率 (%) (経 過 措 置 ベ ー ス)	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー の水準 の計算 に用い た 各 国・地 域の信 用リス ク・ア セット の額の 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー 比 率 (%)	適用さ れるカ ウン ター・ シクリ カル・ バッ ファー 比 率 (%) (経 過 措 置 ベ ー ス)
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								

シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

(注意事項)

- 1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ比率(法第57条の17第1項に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。
- 2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on(per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。
- 3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。
- 4 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

(様式B—3)

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
最低連結レバレッジ・バッファ比率	%	%
連結レバレッジ・バッファ比率	%	%

(注意事項)

- 1 「連結レバレッジ比率」とは、金融商品取引法第46条の6に規定する自己資本規制比率における連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める比率をいう。
 - 2 連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 2 経理の状況
- (1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- 最終指定親会社及びその子法人等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- ① 連結の範囲に関する事項
- ② 持分法の適用に関する事項
- ③ 連結子会社の事業年度等に関する事項
- ④ 会計方針に関する事項

(2) 連結財務諸表

(注意事項)

- 1 この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。
- 2 「連結財務諸表」には、関連する注記を含むものとする。
- 3 この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従い作成されたものでなければならない。
- 4 最終指定親会社が、連結財務諸表を、指定国際会計基準に従い作成する場合においては、連結財務諸表の作成方針として、当該基準又は慣行により記載が求められる(1)①から④までに相当する事項を記載するものとする。